

第2回「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」
生活困窮者自立支援全国ネットワークからの報告

令和3年6月17日
(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク
事務局長 行岡みち子

(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワークの理事・研修委員の皆さんに「コロナ禍における実情や新たな取り組みの現状等について」情報提供をお願いしたところ、3団体より報告がありました。添付資料としてお届けいたします。

本日は(4)グリーンコープ生協連合会よりの自立相談支援事業と住居確保給付金に関する取り組みの様子を口頭にてご報告いたします。

添付資料

- (1) ワーカーズコープ・センター事業団東京の取り組みについて、日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会の田嶋専務理事より 活動状況の報告を提供いただきました。
- (2) 社会福祉法人生活クラブの池田理事長より 居住支援くらせるの令和2年度の事業報告書の提供いただきました。
- (3) 社会福祉法人グリーンコープの三堀専務理事より 抱樸館福岡の令和2年度の居住支援に関する活動報告を提供いただきました。
- (4) グリーンコープ生協連合会より 受託している自立相談支援事業と住居確保給付金等に関する報告書を提供いただきました。

以上

ワーカーズコープ・センター事業団東京における「居住支援事業」の取り組みについて

(1)センター事業団東京での居住支援部会の取り組み

- ・「令和 2 年度居住支援法人活動新事業補助金」では、北関東事業本部（栃木県矢板市）と合同で、2020 年 8 月～2021 年度 1 月末まで、補助金 3,076,054 円を取得して活動を行った。

(2)各地域の特徴的な動き

- ・東京北部：1 月 29 日に杉並区で居住支援セミナーを開催。7 月に第 2 回居住支援セミナーを開催予定。
- ・東京東部：墨田区の墨田地域福祉事業所あゆみケアサービスで対応中。
- ・東京中央：2020 年 9 月に豊島区居住支援協議会に加盟。11 月に開催された豊島区居住支援協議会主催の居住支援セミナーで、ワーカーズコープの活動報告を発表。また、協議会主催の交流会に参加し、加盟団体相互のネットワークを拡大。

(3)活動実績等

①2020 年度内の実績

【入居前の支援】

○住宅相談等による相談・入居実績

- ・相談：8 件（高齢者世帯：4 件、障がい者世帯：3 件、子育て世帯：0 件、生活困窮世帯：1 件）
- ・入居：2 件（高齢者世帯：1 件、障害者世帯 1 件）

②居住支援セミナー・相談会の実績

【杉並区住まい支援に係る交流会「セミナー & 交流会」】

○日 時：2021 年 1 月 29 日(金)13：00～15：00

○会 場：阿佐谷地域区民センター第 6 集会室 & オンライン

○参加者：15 人（会場 10 人 + WEB5 人）

○内 容：

- ・居住支援法人制度の説明
- ・住まい支援の実践報告
- ・介護保険事業所の取り組み
- ・障がい者の住まい事情・意見交換、相談

令和2年度事業報告書

平成2年6月1日から令和3年3月31日まで

社会福祉法人生活クラブ 居住支援くらせる

1. 概況

千葉県に居住支援法人の認可申請を行い、国土交通省の居住支援法人活動支援事業（令和2年度公募）補助金の交付を受け、住宅確保要配慮者に向けた居住にかかわる相談窓口を8月末より開始した。

当法人は、千葉県内の複数の自治体から、総合相談事業並びに生活困窮者自立支援事業を受託しており、住まいの問題と生活の問題を切り離さない連続した居住支援の展開を重視し、相談事業との連携を前提としている。支援対象圏域は、当法人が千葉県内の自治体から受託する相談事業の支援圏域を基本としている。当法人の相談事業における居住確保の支援時に課題であった緊急連絡先がない相談者への対応として、法人独自の居住支援メニューである法人名義での緊急連絡先の提供をしている。

手探りの中始まった今年度の新規相談件数は、47件と月平均7件程度となっている。対象者の年齢は幅広く、中でも40代が最多の21.3%であり、その後、50代、30代と続き、70代も14.9%と居住支援のニーズがあることがわかる。相談者は、関係機関からの紹介が大半であり、法人内の相談事業との連携が中心となっている。中には、支援対象圏域ではない地域から千葉県のホームページを確認し、相談依頼を受けたケースもあった。初回相談時に緊急連絡先になれる方が周りにいない方が42.6%と、相談者の約半数近くが、緊急連絡先に確保の問題を抱えている。

また、当法人の居住支援事業だけでは、対応が困難と想定されるケースには県内の居住支援法人や居住支援協議会と連携することで、問題解決に至ることができた。転居が実現した相談者について、緊急連絡先の契約を行ったものは毎月定期的な連絡をとっている。それ以外の者は、転居後の生活が落ち着く見通しがつく、もしくは関係機関への繋がりが終了するまでは、定期的な連絡を心掛けるなど、入居中の支援にも注力し、再度、住居を失わないようにフォローアップを行っている。

2. 相談実績について（2020年8月末～3月31日まで）

【新規相談実人員数】：47名（月平均7件）

【相談対応延べ件数】：577回

【男女比】：男性22名、女性24名、不明1名

【物件成約件数】4件（低額所得世帯1名、子ども養育世帯1名、生活困窮世帯2名）

【法人での緊急連絡先の提供】：2名（高齢者世帯1名、生活困窮世帯1名）

【入居中支援】：4名

【相談者年代別】

20歳未満	2	40-50歳未満	10	70-80歳未満	7
20-30歳未満	1	50-60歳未満	9	80歳以上	2
30-40歳未満	8	60-70歳未満	4	不明	4

【相談者の属性】（※要配慮者の属性が複数該当する場合は、主となる属性にて計上）

属性	人数	属性	人数	属性	人数
低額所得者	13	被災者	1	高齢者	8
障がい者	9	子ども養育者	6	外国人	3
DV被害者	-	犯罪被害者	-	矯正施設退所者	-
上記以外（その他、生活困窮者自立支援制度の支援を受ける者など）					7

【相談者居住地別】 ※相談件数の多い自治体ごとに記載

佐倉市	16	千葉市	2	香取郡多古町	1
船橋市	11	白井市	1	県外	2
四街道市	6	八街市	1	不明	1
印西市	2	成田市	1	-	-
柏市	2	旭市	1	-	-

【初回相談時の緊急連絡先の有無】

あり	16	なし	20	不明	11
----	----	----	----	----	----

・新規相談件数47件のうち、物件成約件数4件については、「くらせる」が支援を提供し、不動産会社等とやり取りをしたことで物件成約に至ったケースのみを対象とした。

その他のケースは、下記の経緯にて解決（中断）となっている。

- ① 関係機関から居住支援の相談を依頼するかもしれない、といった連絡を受けた後、連絡待ちになっているケース
- ② 相談時に生活課題を整理していく中で、家探しが最優先事項ではなくなり、就労を目指すなど支援方針が変更となったケース
- ③ 相談後、不動産会社等に調整等かけたが、同時並行的に本人が物件を見つけて解決に至ったケース

●関係機関との連携

- ・居住支援協議会 ・居住支援法人 ・不動産会社 ・生活困窮者自立相談支援機関
- ・中核地域生活支援センター ・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業所
- ・医療機関 ・児童相談所 ・市議会議員 ・各自治体の住宅課・社会福祉関係課 他

●広報・視察活動

- ・生活クラブ風の村が生活困窮者自立支援事業を受託している自治体の会議などに参加し、居住支援事業のチラシの配布と事業説明を実施した。
- ・千葉県内で活動している2法人の居住支援法人へ事業説明・情報交換を実施した。
- ・相談機関が連携をしている不動産会社へ事業説明・情報交換を実施した。
- ・ワーカーズコープちばの新規シェルター事業の視察を行った。
- ・千葉県すまいづくり協議会居住支援部会における情報提供の一環として、居住支援部会構成団体や千葉県に登録しているあんしん賃貸住宅協力店やセーフティネット住宅登録事業者に対して、リーフレットの配布を行った（約250部）。

●相談員のスキルアップ等（居住を題材とした研修のみを抜粋）

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会（12月12日）
- ・全国居住支援協議会主催居住支援法人研修会（1月9日、1月21日）
- ・全国居住支援協議会主催リーダー研修会（2月24日、2月25日、2月26日）

3. 支援事例について

① 居住支援が自立支援に繋がった低額所得世帯

60代男性。以前は、仕事をしていたが、3年前に離職後、貯蓄で生活してきた。貯金が底をつきかけ、コロナ禍で仕事を探すも就職できず生活保護受給開始。しかし、その間の家賃滞納の影響で、初回相談時には3週間後に明け渡しを差し迫っていた。

不動産会社に申込みを行うも保証会社の審査が通らず、「通らない理由がわからない、こちらでは手伝えることはもうない」とも言われた。市内での転居先が見つからない中、やっとの思いで市外への転居先が見つかった。明け渡しまで1週間をきっていた。

仮契約を終えた帰りの車中、公的機関や相談機関の人たちが自分のためにこんなに一生懸命サポートしてもらえることに驚き「一人で悩まないで、もっと早く相談をすればよかった」と転居支援を通じて、信頼関係の構築につながった。

他市へ転居後、就労先も見つけて、「久しぶりの仕事で大変だけど、わからないことは相談をしながら頑張っている」と報告を受けている。

② 緊急対応が求められた子育て養育世帯

40代男性 子3人（大学生、社会人、高校生）妻とは借金問題で離婚。

明け渡しに1週間後に迫る中で関係機関から紹介。泊まり込みの就労も、コロナの影響もあり家賃滞納が発生したことが原因。子どもにはそのような状況にあることは知られなく、周りには誰も相談できる相手がいなかった。

弁護士に明け渡し期日を交渉したが断られ、居住支援法人与連携するも期日までに転居先を確保できなかった。家族の思い出である荷物等の撤去を避けるため、別の法人に協力を依頼し、利用していない施設の一室に荷物を運び出し預かった。

家族は、実家や友人宅などを活用し、転居先が見つかるまで避難をした。今回の件を踏まえ、家族で経済的な状況等をきちんと話し合いをして方向性を決めることを勧めた。

最終的には、社会人の息子名義で物件を制約に至り、預かっていた荷物は新居に運び入れた。これからは父親の給与だけでなく、子どもたちも協力して生活をしていくと聞いている。

4. 今後の課題

- ・ コロナの影響を受けた稼働年齢層は、日払いや貯蓄を切り崩しながら生活をされてきたものの、相談時には住宅費用をすでに滞納し、訴訟を起こされてから相談に来るケースも少なくない。その場合には居住支援にかけられる期間が短く、いかに早期に対応できるかが重要であり、相談につながりやすい環境整備をどう構築していくかが課題である。
- ・ 高齢になり貯蓄が減少した方、高齢でも年金額が少なく働き続けていた方が働けなくなり、転居が必要になったなどの居住支援のニーズは高い。高齢者は、死後事務の問題からか大家の不安が生じやすく、入居を歓迎されない場合もあった。すでに頼れる家族・親族が亡くなっている相談者も多く、緊急連絡先が見つからないなどの課題もある。またセーフティネット住宅もあるものの、家賃設定が高いことや物件数が少ないという課題がある。高齢であっても安心して建物賃借ができるような更なる取り組みが必要だと痛感した。その一手段として、当法人が緊急連絡先の提供をしているが、まだまだ認知度は低く、不動産会社のみならず、家賃債務保証会社に理解が得られるような仕掛けが必要である。
- ・ 居住支援は、転居を支援の目標にするだけでなく、相談者が現住地に落ち着いて住み続けるような社会関係調整機能の側面も重要であると感じた。相談者の課題整理をした上で、転居のタイミングが適切であるかの見極めや居住支援事業だけでは対応しきれない生活支援の関係機関との役割分担の明確化が必要である。そのためにも相談者が落ち着いて地域で生活ができる連携の在り方について引き続き模索していく必要がある。
- ・ 相談者の中には、過去の家賃滞納による事故情報が残り、次の転居先を確保することが困難なケースが多い。次の入居先が見つからない場合には、居所喪失に至ることがある。その場合の対応としての一時的な居所としてのシェルターや一時的に荷物を預かることができるような仕組みの検討が必要である。そういった部分では、自治体における一時

生活支援事業は、相談者の生活を守るだけでなく、居住支援事業にとって支援の幅を広げる上でも大切な取り組みだと考えている。

●生活クラブ居住支援くらすの基本情報

1. 事業実施体制

- 1) 人員体制：2名
- 2) 受付時間：9：30から17：30まで（土日祝を除く）
（休憩時間：12：00～13：00）
- 3) 事務所名：社会福祉法人生活クラブ 居住支援事業くらす
住 所：千葉県佐倉市王子台1-28-8 ちばぎん白井ビル4階
- 4) 連絡先 電話：043-309-5930 FAX：043-309-5931
Mail：kuraseru@kazenomura.jp ホームページの有無：あり
- 5) 支援対象圏域：千葉県千葉市、柏市、船橋市、市川市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、八街市、成田市、富里市、茂原市、栄町、酒々井町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村
- 6) 対象者：低額所得者、被災者、障害者、子どもを育成する者、外国人、児童虐待を受けた者、DV 被害者、犯罪被害者、保護観察対象者、激甚災害が発生した日にその区域内に居住していた者、生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者など

2. 支援業務の概要

1) 円滑な入居のための相談支援・同行

居住支援事業の相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者本人又は家族、支援機関からの相談依頼（電話・メール、来所面談等）に対応する。賃貸物件に関する情報提供の他、入居の際に必要な支援を行います。

- ①相談経緯：本人からの直接及び自治体等からの依頼に対応
 - ・電話、メール他、事業所内相談室での来所相談、各自治体生困窓口での出張相談
- ②方法：入居物件の情報入手手段
 - ・インターネット、不動産業者への電話問・FAX 問い合わせ等
 - ・不動産業者へ訪問（保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉物件情報の収集等）
 - ・各地域の居住支援協議会への参加
 - ・各事業所や相談員が個別に有する不動産情報の集約・提供等
- ③手段：不動産業者の情報提供並びに同行支援
 - ・情報集約した協力的な不動産店や低廉物件等の情報提供
 - ・物件及び家賃債務保証業者探し、賃貸借契約・入居時における同行支援等

2) 緊急連絡先の提供

入居手続きの際に必要な緊急連絡先のない住宅確保要配慮者に対し、相談窓口として

緊急連絡先の提供を1年間6,000円の契約料を頂き、実施します。

緊急連絡先の提供を行った対象者には、次項にある安否確認と見守りを行います。

3) 安否確認・見守り

緊急連絡先の提供の対象者に対しては、電話・訪問等による定期的な安否確認又は見守りを行います。この際、対象者が何らかの支援を必要していることが確認された場合には、速やかに支援機関に連絡し支援の協力を得ます。

- ・原則月1回程度の定期的な安否確認（電話、往復はがき、訪問等で実施）
- ・随時、本人からの生活相談への対応（助言、関係機関への情報提供・連携等）

4) 退去・死後の手続きについて

- ・緊急連絡先引受者のみ、死亡時の残置物の保管・処分対応(法的手続き後)

4. その他の取組み

居住支援事業のより円滑な実施及び充実のため、不動産仲介業者、家賃保証会社、他の居住支援法人、その他支援機関等との連携強化に努めます。

令和2年度支援業務に係る事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

社会福祉法人グリーンコープ
抱樸館福岡

1 事業の成果

(1) 社会福祉法人グリーンコープは、2010年5月から無料低額宿泊所「抱樸館福岡」を運営しています。元ホームレス者をはじめとする生活困窮者の支援を目的とし、地域での自立生活の回復に向けて、6ヶ月間を基本的な入居期間として入居者個々の課題に沿って支援をしています。この抱樸館福岡での取り組みそのものが居住支援の取り組みであることから、2018年に居住支援法人として社会福祉法人グリーンコープが指定を受け、抱樸館福岡を事業拠点としました。

(2) 居住支援法人では様々なところから相談を受けて本人と面談を行います。その後、①自立までの支援期間が長くなりそうな方に対しては無料低額宿泊所を紹介し入居後に支援を行う、②支援がそこまで必要とされていない方や共同生活ができない方にはアパートなどの住居を斡旋する、の2つの支援に分かれます。

①の支援について

- 2020年度、居住支援法人を通じて抱樸館福岡へ入居した方は53名(2019年度：76名)でした。
- 様々な理由で居所を喪失した方々に住まいと食を提供し、地域生活の回復に向けて支援を進めました。抱樸館福岡入居中の生活は全ての職員で支援します。
- 新型コロナウイルスの流行に伴い、職員にも1名の罹患者が発生しました。幸いクラスターには至りませんでした。暫らくの間、入居受付に慎重にならざるを得ない時期もありました。そのような経過もあり、例年より少ない入居者数で推移しました。
- 地域生活の準備が整い、地域で一般住宅に居を移す方に対する居宅設置の支援を行いました。合計38名(2019年度：54名)の方が抱樸館福岡より地域での住まいを確保しました。

②の支援について

- 2020年度は40件(2019年度：56件)の相談やお問合せを受けました。そのうち14件(2019年度：9名)が実際に住宅確保に結びつきました。
- 入居件数の増加は2019年度末から引き続き対応して、年度を超えて入居となったケースもあり、一概に単年度の成果と言えない部分もあります。
- 相談件数自体はやや減少していますが、これは住宅確保給付金等の手当てが一定の効果をもたらしているものと考えられます。

(3) また、②支援の方々も含めて抱樸館福岡退居後の地域生活のフォローとして生活相談や金銭管理を含む支援、逝去された際の葬儀や居宅解消の支援等も実施しています。そのようなアフターフォローの取り組みには専任の体制を取って対応しています。

(4) 抱樸館福岡への入居及び退居、その後地域生活を送っている方が来館された際の対応は

支援員全員であたっており、2020年度は延べ3,855件（2019年度：5,496件）の対応を実施しました。これも新型コロナウイルス蔓延による訪問件数減少が影響しています。

(5) 2020年度は総じて対応件数は減少しています。前述しましたが、新型コロナウイルスの罹患者発生という直接的な理由により、一時的（概ね7月～9月の間）に相談対応・受入を控えざるを得なかったことが全体の対応件数の減少に繋がっています。

2 実績について

(1) 相談件数と支援結果について

相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・184件
 ①の支援（抱樸館福岡入居）・・・・・・53名
 ①の支援から一般住宅居宅・・・・・・38名
 ②の支援（一般住宅居宅）・・・・・・14名
 居宅設置者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・105名

(2) 支援内容について

内容	実施場所	従事者数	対象者数
住まい探しに係る相談	抱樸館福岡	4名	184名
転居先への同行、転居時の諸手続きに係る相談	福岡市内及び近郊		105名
定期的な訪問や電話による見守り、日常生活に関する相談対応			5,496名 (延べ人数)
病院同行や他社会資源への案内			

以上

生活困窮者自立支援事業所の状況報告

グリーンコープ生活再生事業推進室長
常務理事 行岡 みち子

グリーンコープが受託している自立相談支援事業（住居確保給付金含む）について、次の4項目について地域別に報告します。

- (1) 初回面談件数のR元年度とR2年度、及びR2年度とR3年度の5月までの比較
- (2) 住居確保給付金のR元年度とR2年度、及びR2年度とR3年度の5月までの比較
- (3) 総括的なコメント
- (4) 困難事例の特徴的なところ

福岡県自立相談支援事業所（県域・北九州市・久留米市・大宰府市・那珂川市、古賀市・宮若市・柳川市、みやま市、大川市）

(1) 初回面談件数

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
4,782件	13,834件	289.3%

①相談増への対応で帳票に入力できていないケースもあり、実際はもっと多かったと思われる。

②R2年度は年度当初からコロナ渦の影響で急激に相談件数が増加した。とりわけ、総合支援資金の特例貸付に関する対応の相談が多くを占め、これまでの支援のやり方や一回の支援への時間のかけ方を見直さなければ、増加する全ての相談者に対応ができない状態となった。

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
2,978件	2,097件	70.4%

①現場の感覚では、総合支援資金特例貸付の対応等で昨年から引き続き奔走している状況にある。

(2) 住居確保給付金

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
69件	776件	1,124%

①初回面談件数の伸びをはるかに超えていることから、住居の課題を抱えた方が急増している。

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
218件	99件	45.4%

①総合支援資金の特例貸付や自立支援金が終了した後に、相談が増加する可能性が考えられる。

(3) 総括的なコメント

①初回受付件数は少し落ち着いてはいるものの、R1年度の倍以上の相談に現在も対応している。現場は新型コロナウイルスの感染防止に努めながら、大幅に増えた相談に対応することが続いており、支援員は疲弊している。

②総合支援資金の特例貸付や自立支援金が終了した頃から困難な課題を抱えた相談が増えることが予想され、R2年度以上に自立相談支援事業の真価が問われることになると考えられる。

(4) 困難事例の特徴的なところ

①長引くコロナ渦の影響で貸付等で凌いでいた相談者には課題が解決されていない方が多く含まれており、むしろ個々の相談者の課題は大きくなっている。

②R2年度に住居確保給付金を申請され現在も利用されている方で就労自立に繋がらず、状況に変化のない方の長期的な支援が増えている。

③福岡県域で行っている一時的住居提供事業の利用もR2年度年から増えた。住まいを失い相談する相手もいない方がいる。地域や社会から孤立しているケースが出てきた。

④飲食店勤務だったがコロナの影響で現在は無職、家賃が払えず長男の家にはいたが居場所がなく、ネットカフェと車中泊。

⑤コロナの影響で仕事がなくなり社員寮を出て、パートナーと一緒に車中泊。

⑥夫のDVで車中泊。

長崎県（県域）自立相談支援事業所

(1) 初回面談件数

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
92件	152件	165.2%

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
20件	8件	40.0%

①初回面談は減少しているがプラン件数は増加している。

(2) 住居確保給付金

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
0件	15件	1500%

①対象の2町は持ち家比率が多く、H26年からR元年までの5年間で住居確保給付金は1件だったが、R2年度は1年間で15件と大幅に増えた。

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
2件	3件	150%

(3) 総括的なコメント

- ①特例貸付の窓口となり対応数が大幅に増え繁忙を極めた。
- ②住居確保給付金の申請時に家族全員の全ての金融機関のコピーの提出はハードルが高く、それであればと断る方もいる。コロナ禍では窓口は多忙となるため申請時の簡素化の検討が必要と思われる。
- ③福祉事務所との業務連携において、担当により対応が異なり混乱した。組織として統一した情報共有、認識が必要と感じた。

(4) 困難事例の特徴的なところ

- ①コロナの影響で減収して借金、光熱費・携帯代・税金の滞納があり、総合支援資金の貸付を受けて一部の返済はできたものの収入が回復しないため、その後生活保護の申請となった。
- ②特例貸付は一時的な対処法であり、根本的な解決に繋がっていない方が多い。

熊本県（山鹿市・菊池市）自立相談支援事業所

(1) 初回面談件数

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
286件	635件	222.0%

- ①R2年度はプラン件数も293%と大幅に増加した。増加の要因は、コロナ禍による緊急小口資金・総合支援資金等の貸付、住居確保給付金等の申請である。

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
125件	86件	68.8%

- ①受付件数はやや減少傾向だが、プラン件数は139.7%と増加し対応力が出てきた。
- ②コロナ禍の影響を受けた方の他、4月はDV、ひきこもり、高齢者、5月は多重債務、障がい、高齢者の相談も多く、全体的に生活保護申請希望の方の相談も多くなる等、前年とは変化してきている。

(2) 住居確保給付金

1) 令和元年度と令和2年度の比較

令和元年度	令和2年度	前年比
6件	101件	1,683%

- ①これまでは年に1件あるかないかの住居確保給付金だったが、R2年度はコロナ禍に伴うネット、テレビ、ラジオ、広報誌等の案内もあり、多くの市民の方から該当するかの確認や申請などが増大した。

2) 令和2年度と令和3年度の5月までの比較

令和2年度	令和3年度	前年比
22件	10件	45.5%

- ①R2年度に比べて新たな住居確保給付金の申請は減少した。休業補償、総合支援資金の特例貸付再貸付等の申請ができていたため減少したと考えられる。

- ②受付件数は減少しているものの、受付後3か月、その後の延長、再延長で最大12ヵ月間継続して収入確認、申請手続きは継続してくため業務量が増えて支援員は大変な状況が続いている。特に、収入確認が集中する月末にかけては面談が集中している。
- ④6月に入り住居確保給付金の相談をすでに5件受付しており、今後の予測が立たない状況。相談の理由は、「収入回復に至っていない」、「総合支援資金の特例貸付再貸付までが終了した」、「解雇」等となっている。

(3) 総括的なコメント

- ①休業補償、総合支援資金の特例貸付再貸付等の申請から外れる方の増加しており、これまでの対応件数に新たな受付分が加わり増加することが予想される。
- ②住居確保給付金は、毎月の収入確認、受給額の計算後の請求書の対応、ハローワーク活動書類の提出など継続者の対応も複雑なため、自立相談支援員体制の適正な配置が望まれる。

(4) 困難事例の特徴的なところ

- ①派遣など非正規雇用（期限の定めあり）が多く不安定、寮付きの場合は職と住まいを同時に失うことになり、シェルターが満床で入所は1週間後などから当面を凌ぐ方策が難しいケースある。
- ②農業や個人事業主で、生活保護には該当しないレベルで生活維持が難しいケースがある。
- ③外国人では契約できず別人で契約しているため、住居確保給付金の対象とならないケースがある。
- ④就労時間の調整による収入減、休業補償の終了。その中でも特に障がい者の福祉的就労の仕事量が減少、休業補償の終了が重なったという相談がある。
- ⑤家族の支援に頼っていた高齢者で家族の支援がなくなったケースや、年金と僅かな収入を得て何とか暮らしてきた高齢者で収入が無くなるケース等で困窮がみられる。
- ⑥債務超過者の拡大なども見られる。

令和3年1月吉日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 岡崎 誠也
代表理事 宮本 太郎
代表理事 奥田 知志

コロナ禍の新段階における生活困窮者自立支援制度への要請

新型コロナウイルスの感染拡大は全国的に新たな広がりを見せ、地域においては深刻な生活困窮に直面する人々が引き続き増大しています。生活困窮者自立支援制度に係わる支援現場では、きわめて厳しい条件のもとで、一人でも多くの住民の生活支援をと全力を投入しています。

しかし、コロナ禍の引き起こした生活困難はこれまでの想定を大きく超えたものであり、多くの支援現場の実情は、深刻な事態となっています。

2020年4月から9月に自立相談支援機関が対応した新規相談件数は40万件近くとなり、同じ時期に住居確保給付金の支給は10万件を超えて前年度比で25倍以上になりました。全国社会福祉協議会地域福祉部が、自立相談支援事業を実施する都道府県・市社協に対しておこなった調査では、同じ期間での相談受付件数は前年度比で2倍近くになっています。

ところがこの全国社会福祉協議会の調査では、相談員の加配など体制強化があった事業所は26.9%に留まり、人口20万人以上の市の社協では76.5%が時間外労働が加重になっていると回答しています。

本ネットワークの事務局がおこなった聞き取りでも、自立相談支援、家計改善支援の事業所から、「相談件数の増加や住居確保給付金の書類業務等で相談支援がかたばかりになってしまう」「残業しても業務が終わらない」「疲労やストレスで帰宅後も精神的に辛い」という声が数多く寄せられています。

感染拡大からほぼ一年が経過しつつある現在、雇用者数はひとり親世帯を中心に大きく減少しており、また経営に行き詰まる事業者も拡大するなか、生活困窮が深刻化する人々が急増しています。そのような時期に、対象を広げ期間も延長されてきた住居確保給付金や生活福祉資金の特例貸し付けについては、多くの人の受給期間が終了しつつあります。

さらに住居確保給付金については、支給対象の求職要件が復活し、生活福祉資金の特例貸し付けについては、返済免除の条件が確定しないままです。支援の現場では、これからより深刻な困窮問題に対処せざるをえないのに、経済的支援の手段が縮小し、また給付や返済をめぐって情報が交錯するなか、不安も募っています。

生活困窮者自立支援制度が、その真価を発揮することが期待され、支援者もまた期待に応えようと必死の努力を重ねているその最中に、制度を支えるべき資源が依然として足りず、あるいは縮小し、当事者と支援者が共倒れしかねない状況が広がっているのです。

生活困窮者自立支援制度がこうした事態に対処し、本来の役割を発揮して地域を支えることができるように、私たちは次のことを要請します。

- 1 生活困窮者自立支援制度に係わる支援の現場が、包括的で継続的な支援を実現できるように、人員の加配や超過勤務（休日出勤含）への対応を行うための資源の充当をすすめること。とくに委託事業の場合は年間の委託費が定められており、今回のように想定をはるかに超える超過勤務等が発生した場合、人件費の手当てが出来ないために、追加的な措置が不可欠である。直営であれ委託の事業であれ、自治体が現場の状況を把握し、必要な対応を講じるように促すことも必要である。
- 2 住居確保給付金については、深刻な生活困窮に陥りあるいは住居を失いかねない住民が増大し続けている現実を鑑み、引き続き十分な財源の確保と給付対象についての柔軟な運用をはかること。また、支援者が正確な情報を得て、明確な見通しをもって支援にあたることができるように、特段の配慮をすること。
- 3 生活福祉資金の特例貸付の扱いについても、広がる困窮の実態に見合った運用と返済免除条件の確定をすすめると同時に、支援者への情報提供をおこなうこと。相談者が十分な支援を受けることなく無理な返済を求められ、現場も償還に関連する業務に追われるなどして本来の支援が困難になるという事態は、何を置いても回避されるべきである。併せて、適切な返済計画や償還免除申請等により家計再建を図るため、家計改善支援事業を強化推進すること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大の現状をふまえ、窓口のクラスター化を防ぐためにも、十分な空間確保と感染防止手段の徹底がおこなわれるように改めて対処すること。
- 5 オンラインでの相談対応や手続きなど、支援の質を高め、書類関連の業務負担を軽減することができるように、情報インフラの整備をすすめること。

- 6 例えば自立相談支援機関等の強化事業の補助裏について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたことも先例として、自治体が、補正予算や新年度予算による支援関連の各種事業を活用しやすくするための財政支援を図ること。
- 7 自治体が地方独自のきめ細やかな支援制度が行えるように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続して、自由度の高い財政支援を図ること。
- 8 生活保護について、偏見の是正や申請手続きの周知を図るなど、安心して利用できるように強化推進すること。併せて、生活困窮者自立支援制度と連携強化を図ること。
- 9 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務が増大する相談支援の現場で働く相談員、職員に対し慰労金支給を検討すること。

以上